

業 務 停 止 処 分

処分日：令和7年3月18日

業者名（代表者名）・ 登録番号・登録日	登録上の営業所所在地	処分理由（違反事項）
株式会社デイリープランニング （中村 健太） 東京都知事（3）第31698号 令和6年8月31日	台東区東上野一丁目7番12号 徳永ビル4階401号	・開始等の届出義務違反 （※）

1 業務停止期間

令和7年3月28日から同年6月25日まで（90日間）

2 停止対象業務

業務の全部（弁済の受領に関する業務及び訴訟又は調停に応ずる業務並びに知事が個別に承認した行為を除く。）

【参考】

（※）開始等の届出義務違反

貸金業者は、役員又は使用人に貸金業の業務に関し法令に違反する行為又は貸金業の業務の適正な運営に支障を来す行為（以下「不祥事件」という。）があったことを知った場合、その日から2週間以内に、その旨を都知事に届け出なければなりません。

しかし、当該貸金業者は、不祥事件があったことを知った日から2週間以内に、その旨を都知事に届け出ませんでした。

貸金業対策課に寄せられる苦情・相談が、業者の行政処分のきっかけになっています。
おかしいな、変だなと思ったら、貸金業対策課にご相談ください。

東京都知事登録の貸金業者に関する苦情・相談

電話：03-5320-4775（貸金業対策課）

時間：午前9時から午後5時まで

（土曜・日曜・祝日・年末年始は除く）

都知事登録の貸金業者と都に寄せられたヤミ金融の一覧は以下のHPで確認できます。

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chushou/kashikin/search/>